

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月10日
【会社名】	株式会社協和エクシオ
【英訳名】	KYOWA EXEO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小園 文典
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
【電話番号】	(03)5778-1106(財務部)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 樋口 秀男
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
【電話番号】	(03)5778-1106(財務部)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 樋口 秀男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の 合計額を合算した金額 381,121,000円
	(注) 1. 本募集は、平成27年6月23日開催の当社第61回定時株 主総会決議及び同日開催の当社取締役会決議に基づ き、ストックオプションを目的として、新株予約権を 発行するものであります。 2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行 することから無償で発行するものいたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社協和エクシオ 南関東支店 (横浜市神奈川区神奈川本町12番地1) 株式会社協和エクシオ 東海支店 (名古屋市中区錦三丁目10番33号) 株式会社協和エクシオ 関西支店 (大阪市西区京町堀三丁目6番13号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年6月23日付で提出した有価証券届出書および平成27年6月30日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」および「新規発行による手取金の額」が平成27年7月10日に確定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券
 - (2) 新株予約権の内容等
新株予約権の行使時の払込金額の欄
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄
- 2 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権にかかる付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、平成27年6月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とします。また、（注）1の定めにより株式の数および行使価額の調整を受けることがあります。
----------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権にかかる付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1,543円とします。ただし、（注）1の定めにより株式の数および行使価額の調整を受けることがあります。
----------------	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 370,500,000円 (新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、株式の発行価額の総額は減少します。)
---------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 381,121,000円 (新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、株式の発行価額の総額は減少します。)
---------------------------------	--

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（注）1	発行諸費用の概算額（注）2	差引手取概算額
370,500,000円	280,000円	370,220,000円

(注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額（見込額）を記載しております。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額（注）1	発行諸費用の概算額（注）2	差引手取概算額
381,121,000円	280,000円	380,841,000円

(注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を記載しております。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。